
AMT/NEWSLETTER

Crisis Management

2025年6月

米国司法省が新たな「FCPA ガイドライン」を公表 —トランプ政権における FCPA 摘発指針—

弁護士 甲斐 淑浩

Contents

- I. はじめに
- II. 「FCPA ガイドライン」公表の経緯
- III. 「FCPA ガイドライン」のポイント
- IV. 日本企業が取るべき対応

I. はじめに

米国司法省は、本年 6 月 9 日、「米国海外腐敗防止法(FCPA)の捜査と法執行に関するガイドライン」(“Guidelines for Investigations and Enforcement of the Foreign Corrupt Practices Act (FCPA)”。以下「FCPA ガイドライン」といいます。)を公表し¹、マシュー・R・ガレオッティ司法省刑事局長は、同月 10 日、この FCPA ガイドラインについて講演を実施しました²。

今回は、司法省が公表した「FCPA ガイドライン」の概要を説明するとともに、日本企業にどのような影響があり、どのような対応をすべきかを分かりやすく解説いたします。

II. 「FCPA ガイドライン」公表の経緯

トランプ大統領は、本年 1 月に大統領就任した後、FCPA による予測不可能な取締りが米国企業の競争力を損なっているとして、本年 2 月 10 日、「米国の経済や国家安全保障の強化のための海外腐敗行為防止法の執行停止」(“Pausing Foreign Corrupt Practices Act Enforcement to Further American Economic and National Security”)と題する大統領令(以下「大統領令」といいます。)に署名し、FCPA の執行の停止を命ずるとともに、司法省に対し、FCPA 執行方針の見直

¹ 「FCPA ガイドライン」は、司法省のサイトに公表されています。

([Guidelines for Investigations and Enforcement of the Foreign Corrupt Practice Act \(FCPA\)](#))

² ガレオッティ司法省刑事局長の講演は、司法省のサイトに公表されています。(<https://www.justice.gov/opa/pr/head-justice-departments-criminal-division-matthew-r-galeotti-delivers-remarks-american>)

しを指示したことが大きく報道されて注目されていました。

大統領令は、FCPA が「適切な範囲を超えて拡大適用され、米国の利益を損なうような方法で悪用されること」、「米国市民や企業に対し、他国における日常的な商取引において使用されること」、「米国の経済競争力、ひいては国家安全保障を損なうような方法で執行されること」を防止することを目的としています(大統領令第1条)。

大統領令は、司法省に対し、以下の3点を指示しました(大統領令第2条)。

- (1) 司法長官が個別の例外を認めるべきであると判断しない限り、新たなFCPAの捜査や法執行の開始を中止すること
- (2) FCPAの執行に適切な範囲を回復し、大統領の外交政策上の特権を維持するために、既存のFCPAの捜査や法執行をすべて詳細に検討し、かかる事項に関して適切な措置を講じること
- (3) 外交問題を担当する大統領の権限を適切に促進し、米国の利益、他国に対する米国の経済競争力や連邦法執行機関の資源の効率的な使用を優先するために、必要に応じてFCPAの調査や法執行を規定する最新のガイドラインやポリシーを公表すること

III. 「FCPA ガイドライン」のポイント

1. カルテルや国際犯罪組織の完全排除

トランプ大統領は、カルテルや国際犯罪組織(transnational criminal organizations。以下「TCO」といいます。)が西半球における国際秩序の安定を脅かし、米国の国家安全保障、外交政策、経済にとって異常かつ並外れた脅威となっているとし、既存の戦略を改訂するよう指示しました。

パメラ・J・ボンディ司法長官は、大統領令の実施にあたり、刑事局詐欺課FCPAユニットに対し、カルテルやTCOの犯罪活動を促進する外国贈賄に関する捜査を優先し、そのような関連性のない事件から捜査対象を移すよう指示し、FCPAの捜査や法執行を行うかどうかを決定する際には、

- (1) 不正行為がカルテルやTCOの犯罪行為に関連しているかどうか
- (2) 不正行為がカルテルやTCOのためにマネーロンダリングを行う者やダミーカンパニーを利用しているかどうか
- (3) 不正行為がカルテルやTCOから賄賂を受け取った国有企業の従業員等の外国公務員に関連しているか

が考慮すべき主要な点であるとししました。

2. 米国企業の公正な機会の保護

大統領令は、海外における米国企業のビジネス機会の拡大は、米国の国家安全保障と経済発展の確保にとって極めて重要ですが、ビジネスを獲得するために外国公務員に賄賂を贈る企業は、市場を歪め、法を遵守する米国企業に長年不利益をもたらしていると指摘しています。したがって、検察官が考慮すべき重要な要素は、不正行為が、米国企業の公正な競争機会を奪ったか、経済的損害をもたらしたかであるとしています。

3. 米国の国家安全保障の推進

大統領令は、米国の国家安全保障は、米国や米国企業が、重要鉱物、深海港その他の重要なインフラや資産において、戦略的なビジネス上の優位性を獲得することに大きく依存しており³、防衛、諜報、重要インフラなどの分野で腐敗が発生すると、米国の国家安全保障上の利益が損なわれるおそれがあると指摘しています。したがって、FCPAの捜査や法執行は、重要なインフラや資産に関わる腐敗した外国公務員への贈賄から生じる、米国の国家安全保障に対する最も差し

³ 米国国家安全保障戦略(2017年12月)45頁、<https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf> で入手可能。

迫った脅威に焦点を当てるべきであるとしています。

4. 重大な不正行為の捜査の優先

大統領令は、FCPA の捜査や法執行においては、米国市民や企業が他国における通常の商慣行を理由に罰せられるべきではないと指示しています(大統領令第 1 条)。検察官は、FCPA には支払いの円滑化や迅速化に関する例外規定が含まれていることや、外国の成文法上合法的かつ誠実な支出や支払いに対して積極的抗弁が認められていることに留意しなければならないとしています⁴。FCPA の捜査や法執行は、日常的な事業慣行や、ごく少額で一般的に認められているビジネス上の儀礼を伴う企業行為に焦点を当てるべきではなく、多額の贈賄、贈賄の隠蔽行為、贈賄を推進するための詐欺的行為、司法妨害など、腐敗の意図の強い兆候を伴う不正行為の疑いに置かれるべきであるとしています。

また、米国当局による捜査を必要とする事件を優先するため、FCPA を担当する検察官は、外国の法執行機関が同様の不正行為の疑いを捜査・起訴する意思と能力を有する可能性があるかどうかも考慮する必要があるとしています。

IV. 日本企業が取るべき対応

米国当局は、米国企業以外の外国企業に対しても積極的に FCPA を適用して多額の罰金を科する方針を取ってきました。日本企業が FCPA 違反で 2 億ドルを超える高額な罰金を科された例もありました。今回、公表された「FCPA ガイドライン」が「FCPA が海外で事業を展開する米国企業への過度の負担を制限してきた」という前提に立って作成されていることを考えると、米国当局が外国企業に対して積極的に適用する方針は、今後も継続ないし強化されるものと考えられます。

また、FCPA は、米国の連邦法ですが、米国当局は、南米・アフリカ・東南アジアなど贈賄リスクの高い国において、贈賄行為を行った企業に対し、厳しく FCPA を適用している傾向も認められます。

したがって、日本企業は、今後、米国当局が「FCPA ガイドライン」を実務上どのように適用していくのか情報収集を進めるように努めるとともに、特に、贈賄リスクの高いエリアでビジネス展開する日本企業については、贈賄の疑いをかけられるような行為を行わないように、これまで以上に留意することが必要となると考えます。

以上

⁴⁴ FCPA は、①円滑化や迅速化のための支払い(いわゆるファシリテーションペイメント)や、②外国の成文法上合法的かつ誠実な支払いは、贈賄に当たらず、合法的な支払いであると明文で認めています。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 甲斐 淑浩 (yoshihiro.kai@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。